

令和 2 年 4 月 3 日

佐久市小中学校 保護者様

佐久市教育委員会

4 月学校再開後の出席停止、臨時休業（休校）等の基準について

日頃より、佐久市学校教育に対して、ご理解ご協力をいただきありがとうございます。また、今回の新型コロナウイルス対応については、たくさんの緊急な対応をしていただいておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、4 月より、感染予防の対策を最大限行い、規模の縮小や内容の精選をしながら、予定通りの日程で学校再開をいたします。つきましては、国や県の方針を受け、万が一、児童生徒及び教職員本人またはその家族が感染症患者（または濃厚接触者）となった場合の、基本的な対応について、下記のようにいたしました。今後も状況の変化により急な対応をお願いすることも予想されますが、ご理解ご協力をお願いします。

記

1 児童生徒及び教職員本人が感染症患者となった場合の対応

- (1) 患者本人は、治癒するまで出席停止
- (2) 当該学校は臨時休業（休校）するが、濃厚接触者が保健所から特定され、校内等の消毒が終了した場合は、専門機関と相談し学校を再開

2 児童生徒及び教職員本人が濃厚接触者に特定された場合の対応

- (1) 出席停止（または就労制限）の措置（2 週間）
- (2) 当該学校は臨時休業（休校）するが、濃厚接触者が保健所から特定され、校内等の消毒が終了した場合は、専門機関と相談し学校を再開

3 児童生徒及び教職員本人の感染は確認されていないが、症状がある場合の対応

- (1) 児童生徒は、次のいずれかの場合、出席停止とする
 - ①風邪の症状や 37.5 度以上の発熱がある場合
 - ②味覚や嗅覚にいつもと違う異常を感じたり、強い倦怠感や息苦しさ（呼吸困難）があったりする場合
 - ③症状が軽度であっても、保護者が出席させることに不安を感じた場合
- (2) 教職員については、上記（1）①②の場合、就労制限の措置を行う。

4 児童生徒、教職員本人の同居家族が感染者となった場合

- (1) 当該児童生徒、教職員本人は濃厚接触者として特定されるか否かに関わらず、出席停止（または就労制限）の措置（2 週間）
- (2) 当該学校は臨時休業（休校）するが、濃厚接触者が保健所から特定され、校内等の消毒が終了した場合は、専門機関と相談し学校を再開

5 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患のある児童生徒について

医療的ケアが日常的に必要な児童生徒、あるいは糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある児童生徒、その他重症化するリスクが高い児童生徒は、主治医と相談の上、個別に登校の判断をする。欠席する場合は「出席停止」とする。

6 その他の出席停止等の扱いについて

感染症の予防上、保護者が児童生徒を出席させなかった場合は欠席扱いとせず、出席停止とする。

なお、今後の感染拡大の状況によっては、上記の判断とは異なる対応が求められることもありますので、ご承知おきください。

以上